

(仮称) 荻外荘公園整備基本計画

**令和元年5月
杉並区**

(仮称)荻外荘公園整備基本計画 目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画の目的	
1-1 荻外荘の概要と経緯	
1-2 計画の目的	
1-3 整備計画と事業スケジュール	
1-4 庁内検討体制	
2. 史跡の概要と現状	
2-1 荻外荘の歴史	
2-2 史跡の価値	
2-3 史跡保存活用計画の概要	
第2章 現状と課題	11
1. 現状	
1-1 立地環境	
1-2 周辺環境	
1-3 史跡の現状	
2. 上位・関連計画	
2-1 法規制	
文化財保護法	
都市計画法、地区計画	
建築基準法	
消防法	
2-2 上位計画	
杉並区基本構想	
杉並区まちづくり基本方針	
荻外荘保存活用計画	
2-3 関連計画	
(仮称)荻外荘公園基本構想	
杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略	
杉並区景観計画	
3. 地域活動	
第3章 計画の基本方針	17
1. 計画の将来像	
2. 整備の基本方針	
3. 復原の基本方針	

第4章 整備基本計画 19

1. 全体整備計画

2. 動線計画

2-1 史跡の利用の考え方

2-2 外部公開動線

3. 史跡整備にあたって参考とする資料の概要

4. 遺構保存計画

4-1 これまでの発掘調査及び測量調査概要

4-2 客間棟の基礎遺構

4-3 地盤調査

4-4 次年度以降の発掘調査計画

5. 建造物復原計画

5-1 建造物復原のための歴史資料

5-2 建物の変遷と年代設定

5-3 建物の変遷図

5-4 復原の考え方

5-5 復原計画

6. 建造物整備計画

6-1 建造物整備の考え方

6-2 建造物整備計画

6-3 整備に伴う基礎構造の考え方

6-4 構造補強計画

7. 庭園整備計画

7-1 「荻外荘」庭園部分の価値と構成要素の取扱いの見直し

7-2 復原期の庭園の推定

7-3 庭園整備の方針

7-4 ゾーンごとの庭園整備の考え方

7-5 ゾーン別庭園整備計画

7-6 庭園・外構整備計画図

- 8. 屋外施設計画
 - 8-1 付帯施設整備の考え方
 - 8-2 屋外施設整備計画

- 9. 設備計画
 - 9-1 設備基本方針
 - 9-2 配管・配線計画
 - 9-3 電気設備計画
 - 9-4 機械設備・給排水衛生設備計画
 - 9-5 防災設備計画
 - 9-6 設備に関する今後の課題

- 10. 公開・活用計画
 - 10-1 公開の考え方
 - 10-2 類似施設の概要
 - 10-3 各室公開計画
 - 10-4 内部動線計画
 - 10-5 展示計画

- 11. 管理・運営計画
 - 11-1 管理・運営体制
 - 11-2 来場者予測と施設利用の考え方
 - 11-3 広報計画

- 12. 広域整備計画
 - 12-1 広域整備の考え方
 - 12-2 関連施設の活用状況
 - 12-3 関連施設との連携計画

第5章 事業計画	85
1. 事業スケジュール	
2. 概算事業費	
3. 完成予想パース	

資料編	89
-----------	----

第1章 計画策定にあたって

1. 計画の目的

1-1 荻外荘の概要と経緯

荻外荘は、昭和2(1927)年に建築家・伊東忠太の設計により入澤達吉の邸宅として創建され、建物は「楓荻荘」と呼ばれていた。昭和12(1937)年、この地は近衛文麿に譲渡され、その後は「荻外荘」と名付けられた。

昭和12(1937)年7月、第一次近衛内閣が発足すると、重要な会談が荻外荘で開かれ、多くの要人がこの地を訪れるようになった。特に昭和15(1940)年から昭和16(1941)年にかけて荻外荘で行われた日本の対外政策の重要な会談は歴史的に知られている。太平洋戦争終戦後の昭和20(1945)年12月、GHQに巢鴨拘置所への出頭を命じられた近衛文麿は、荻外荘の自室にて自決するに至った。昭和35(1960)年には、荻外荘の東側部分の玄関、応接間、客間などが豊島区駒込にある天理教東京教務支庁の敷地に移築され、建物は二つに分かれた。

平成24(2012)年2月に荻外荘の所有者であった近衛通隆氏が逝去されたのち、地元10町会長の連名で『「荻外荘」に関する要望書』が杉並区に出された。これを受け、平成26(2014)年に杉並区は荻外荘の土地及び建物を取得した。

荻外荘の購入後、杉並区では平成27(2015)年3月に「(仮称)荻外荘公園基本構想」を策定し、同年6月に荻外荘の調査記録を「荻外荘基礎調査報告書」としてとりまとめた。平成28(2016)年3月には、荻外荘は日本政治史上重要な場所であるとして、国指定史跡「荻外荘(近衛文麿旧宅)」として指定され、平成29(2017)年3月、史跡としての取扱事項を定めた「荻外荘保存活用計画」を策定した。

区ではこれらの計画をもとに、近衛の政治の場となった昭和16(1941)年頃を基本に、史跡を当時の状態への復原・整備するとともに、豊かなみどりを享受できる場として整備事業を進めていることから、本計画書を平成29～30年度に作成することとした。

今後は史跡に指定された荻外荘を計画書に基づき整備し、適切に保存・活用することにより、その価値を杉並区内外に広く伝え、次世代に確実に継承していく。

1-2. 計画の目的

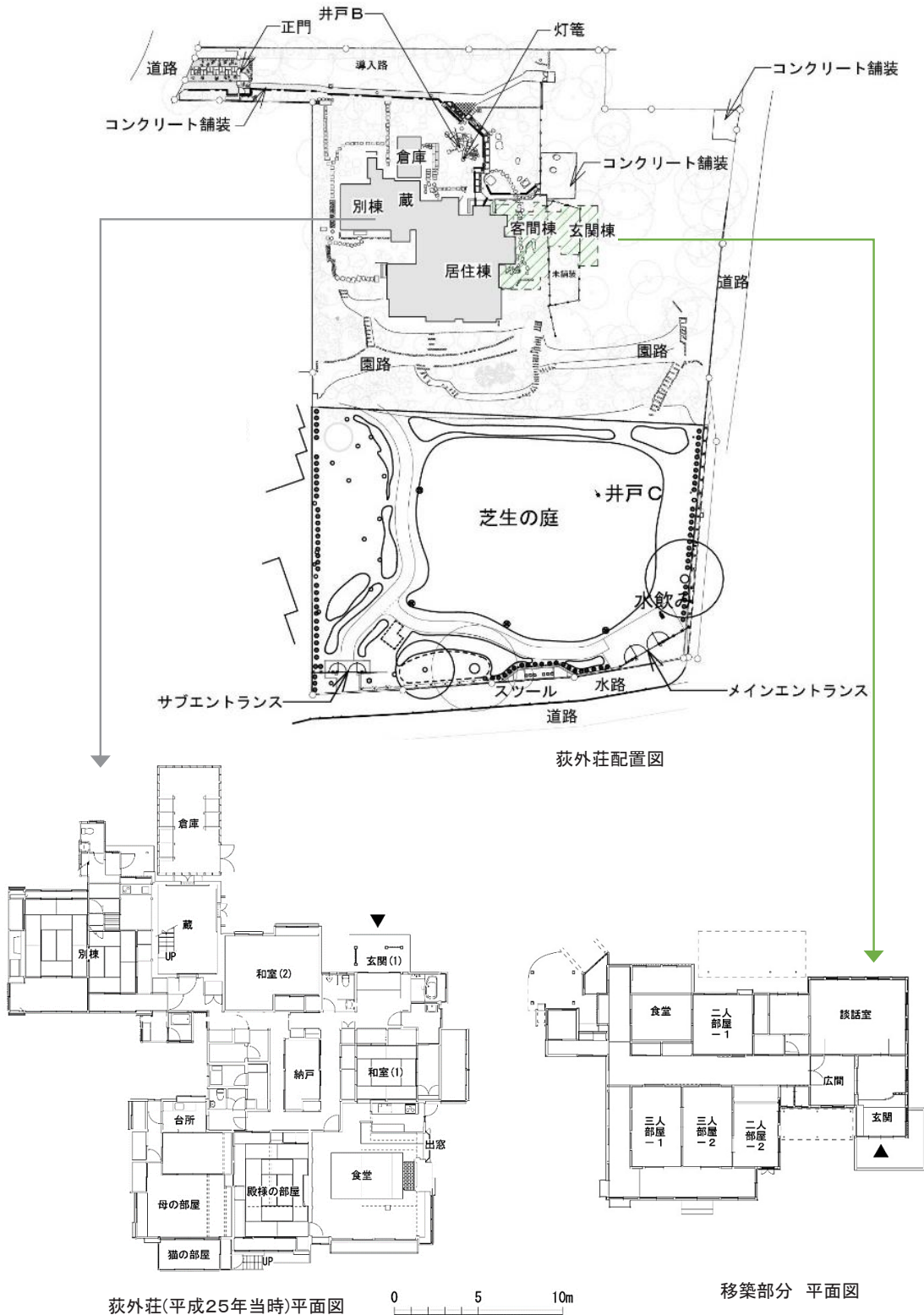
本計画は、「(仮称)荻外荘公園基本構想」「荻外荘基礎調査報告書」「荻外荘保存活用計画」等の既往計画に基づき、より詳細な調査などを行い、史跡公園として公開・活用するために必要な手続きや整備手法、スケジュールのほか、実際の公開・活用のための計画や課題、運営手法などを提案し、具体化することを目的としている。

表 荻外荘 建物概要

名称	荻外荘(荻窪)〔居住棟、蔵、西側別棟〕	荻外荘移築部分〔玄関棟、客間棟〕
建物構成	主屋1棟、倉庫1棟 別棟(蔵含む)1棟	
建築年	昭和 2(1927)年棟札より 別棟 昭和 13(1938)年棟札より	昭和 2(1927)年棟札より 昭和 35(1960)年天理教東京教務支庁に移築 平成 31(2019)年荻窪敷地内に解体保管
敷地面積	6,071.69 m ² (1,836.68 坪) * 史跡指定範囲	天理教東京教務支庁敷地内(豊島区駒込)
構造	木造平屋建て 蔵は2階建て	木造平屋建て
建物規模	建築面積 386.80 m ² (111.56 坪) 延床面積 409.93 m ² (124.00 坪)	建築面積 215.66 m ² (65.25 坪) 延床面積 201.83 m ² (61.06 坪)
主な写真	 <p>近衛文麿が使っていた書斎</p>  <p>玄関および応接間外観</p>  <p>荻外荘 正門</p>	 <p>移築部分 応接間 <small>撮影：日暮雄一</small></p>

1-3 整備計画と事業スケジュール

整備に当たっては、豊島区に移築された玄関棟、客間棟を元の位置に再移築することにより、昭和16(1941)年頃の姿を可能な限り復原し、来訪者が当時の雰囲気を感じることができる場となるよう計画を進めるものとする。



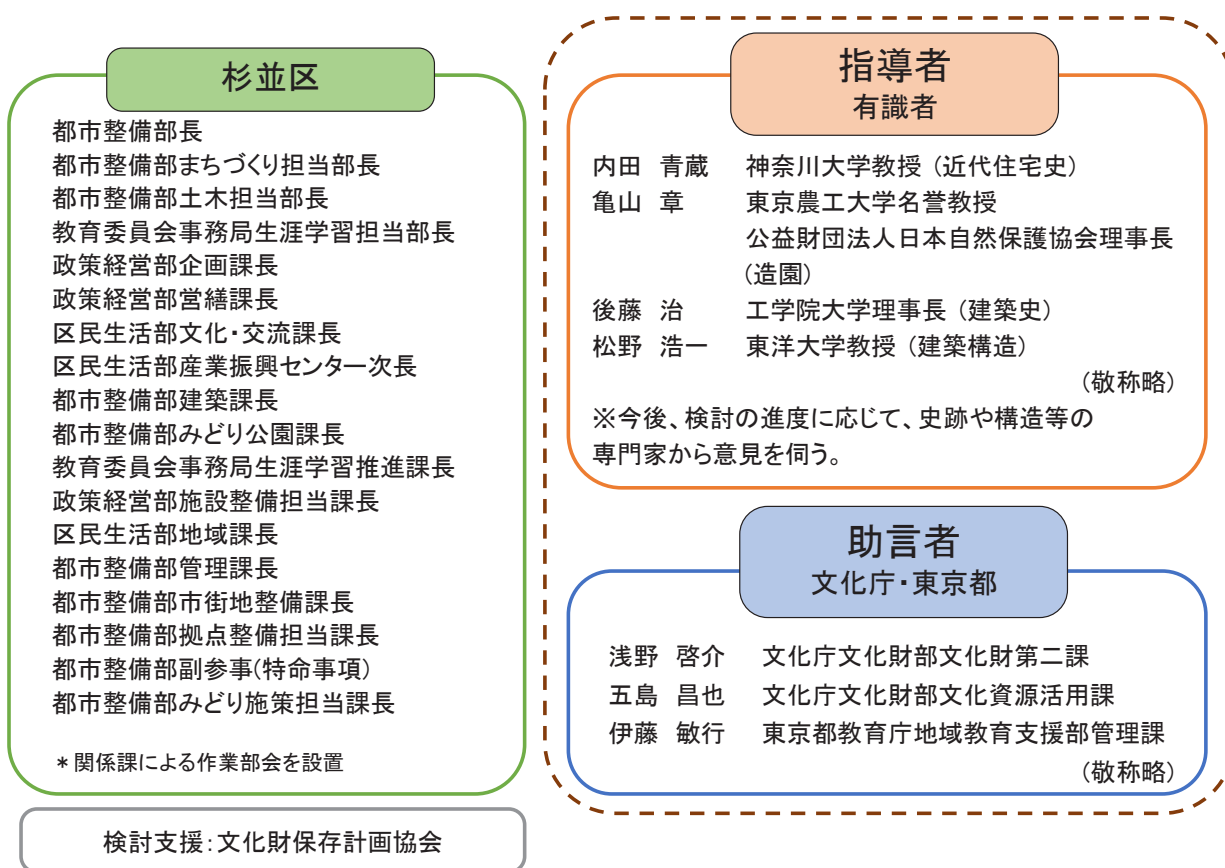
[事業スケジュール]

西暦	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
和暦	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設計・工事	基本設計		実施設計		復原・整備工事	
手続き等	● 文化庁復元検討委員会 報告	● 文化庁 現状変更許可		↔ 発注準備		● 公開

1-4. 庁内検討体制

(仮称)荻外荘公園整備基本計画を策定するため、庁内検討組織として「(仮称)荻外荘公園整備基本計画検討会議」(以下、「検討会議」という。)を設置した。(要綱設置)

検討会議は、庁内関係部課長で構成し、検討の進捗に応じて、文化財の復原・整備について専門的知見を有する有識者や行政関係者(文化庁、都)から意見を聴取した。以下は、検討会議の検討体制を示した図である。



2. 史跡の概要と現状

2-1. 萩外荘の歴史

萩外荘は昭和2(1927)年、東京帝国大学(現・東京大学)教授で、宮内省侍医頭を務めた入澤達吉の別邸として、伊東忠太設計のもと、萩窪に建築された。入澤時代には「楓萩凹處(楓萩荘)」という名称であり、創建時の平面図のほか、竣工時の写真などが残されている。

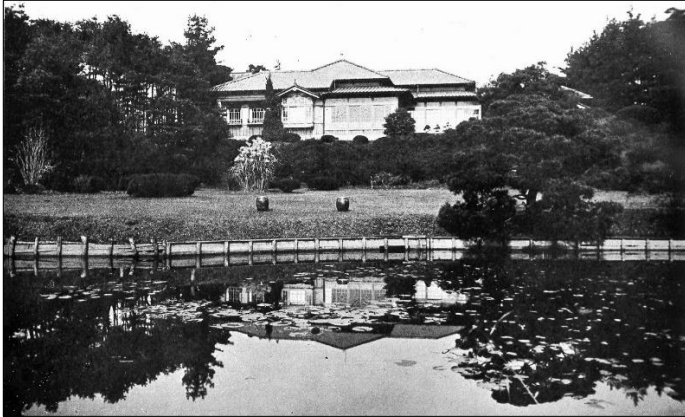
昭和12(1937)年、内閣総理大臣近衛文麿に建物は譲渡され、西園寺公望により「萩外荘」と命名される。この頃、萩外荘は昭和前期における政治の舞台として、新聞記事に多く取り上げられ、その名が世に知れ渡るようになる。

昭和35(1960)年、萩外荘の約半分にあたる玄関棟、客間棟が天理教東京教務支庁へ移築され、以後平成25(2013)年までの間、近衛家による小規模な改修が繰り返され、現在の姿となる。

平成26(2014)年、萩外荘及び敷地を杉並区が購入し、平成28(2016)年3月に国指定史跡「萩外荘(近衛文麿旧宅)」として指定された。

年号(西暦)	できごと
明治 41(1907)年	入澤達吉が楓萩凹處(楓萩荘)の土地の一部を購入
昭和 2(1927)年	入澤達吉が楓萩凹處(楓萩荘)創建 ・上棟 昭和2年4月29日 ・設計者工学博士 伊東忠太 工事監督 建築士 金子清吉 請負人 竹中藤右衛門
昭和 12(1937)年	6月 第一次近衛内閣成立
昭和 12(1937)年	12月入澤達吉が萩窪の邸を総理大臣近衛文麿公爵に譲渡。
昭和 13(1938)年	別棟・蔵の増築、東側の正門を西側に移築
昭和 15(1940)年	7月19日 萩外荘で第二次近衛内閣の基本方針を決定する「萩窪会談」が行われる 7月22日 第二次近衛内閣成立
昭和 16(1941)年	7月18日 第三次近衛内閣成立 10月12日 萩外荘で対米和戦の重大会談「萩外荘会談」が行われる。 16日 内閣総辞職 12月8日 太平洋戦争開戦
昭和 18(1943)年	〈書齋〉〈寝室〉〈玄関〉の改修
昭和 20(1945)年	8月15日 終戦 12月16日未明、萩外荘において近衛文麿が服毒自殺
昭和 35(1960)年	玄関棟、客間棟を天理教東京教務支庁(豊島区)の敷地内に移築
平成 26(2014)年	杉並区が萩外荘の土地を購入
平成 27(2015)年	3月 萩外荘南側部分を(仮称)萩外荘公園として整備、公開
平成 28(2016)年	3月 国指定史跡「萩外荘(近衛文麿旧宅)」に指定
平成 31(2019)年	3月 豊島区内に移築されていた玄関・応接間部分の解体工事完了

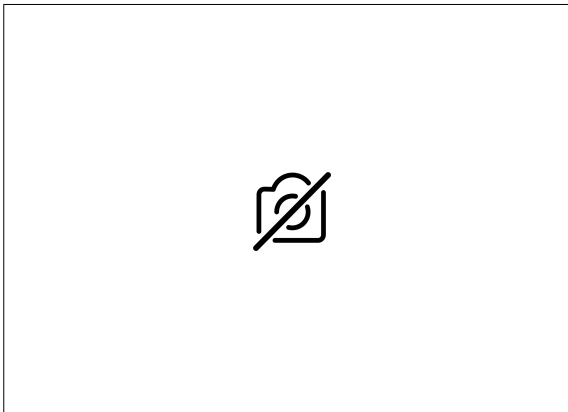
第1章 計画策定にあたって



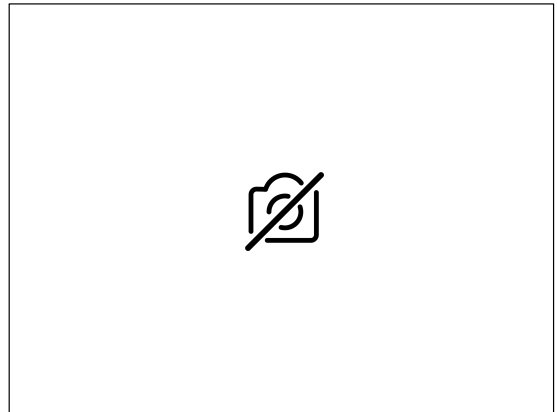
竣工時の南側からの外観（個人蔵）



「荻外荘」扁額(西園寺公望の揮毫によるもの)



組閣発表を玄関前で待つ記者 昭和 15(1940)年 7 月 16 日
(朝日新聞社)



「荻窪会談」昭和 15(1940)年 7 月 19 日(朝日新聞社)



現在の荻外荘 中央は居住棟部分



駒込に移築されていた客間棟

2-2. 史跡の価値

史跡名称 荻外荘(近衛文麿旧宅)

指定年月日 平成28(2016)年3月1日

指定理由： 荻外荘は、昭和前期に総理大臣を三度務めた近衛文麿の別邸であり、政治会談や組閣が行われた場所である。JR中央線荻窪駅から南東の閑静な住宅街にあり、大正天皇侍医の入澤達吉が伊東忠太に設計を依頼して昭和2(1927)年に建てた別邸を近衛が昭和12(1937)年に購入した。

近衛は五摂家の筆頭近衛家出身で、貴族院議長などを経て総理大臣となった。昭和15(1940)年、第二次内閣の組閣直前に行われたいわゆる荻窪会談は、近衛が外相・陸相・海相に就任予定であった松岡洋右・東條英機・吉田善吾を荻外荘に呼び、ドイツ・イタリアとの連携強化や南方進出などを話し合った。また、第三次内閣では、昭和16(1941)年の日米開戦約2か月前に、東條陸相・及川海相・豊田外相・鈴木企画院総裁を呼んだいわゆる荻外荘会談が行われた。近衛は中国における陸軍の駐兵問題での譲歩を東條に拒否され、日米交渉の糸口を見いだせぬまま内閣総辞職にいたった。そして、終戦後の昭和20(1945)年に近衛は荻外荘で自ら命を絶った。

現存の建物としては、居住棟、別棟、蔵がある。近衛が自決した部屋がほぼ当時のまま残っており、保存状態は良好である。玄関や数々の会談の場となった客間棟は豊島区に移築されたものの、昭和期の政治の転換点となる重要な会議が数多く行われた場所として重要である。(「国指定文化財等データベース」解説文より引用)



荻外荘(既存建物) 書斎(殿様の部屋)



荻外荘(既存建物) 正門前



移築部分 応接間 撮影：日暮雄一



移築部分 外観

2-3. 史跡保存活用計画の概要

平成29(2017)年3月に策定された「荻外荘保存活用計画」では、「第3章 荻外荘の価値」「第5章 大綱・基本方針・方向性」の部分で、今後の基本計画や設計に関わる方針や将来像などが記載されている。

「第3章 荻外荘の価値」において、本質的価値は以下のように記述されている。

昭和16(1941)年の日米開戦へと続く歴史的経緯を解明する上で、重要な意味をもつ近衛文麿とその内閣の政治の場となり、日本の歴史を大きく動かすこととなった場所として、日本政治史上重要である。

また、「第5章 大綱・基本方針・方向性」では、今後の保存活用における将来像として、以下のような大綱が示され、それに伴う保存・活用・復原整備・運営体制の基本方針と方向性が示されている。

「建物は、本質的な価値である政治の場としての価値を踏まえ、昭和期の政治の転換点となる重要な会議等が数多く行われた時期の姿を含む昭和16～20年への復原・整備を行います」とあり、復原・整備の基本方針と方向性では「豊島区内に移築された建物部分を再移築し、本質的価値に位置付けられた、三次に及ぶ近衛内閣の政治活動が行われた客間と応接室や近衛最期の決断の場となった書齋等の諸室について、その価値を最も高める復原・整備を行う」

しかし、平成29(2017)年からの検討作業のなかで、今後の整備計画を進めるにあたり、保存活用計画における基本方針のいくつかについて、今後再度検討を進める必要のある点が判明した。

課題点は以下である。

- ・屋敷内の樹木については「各樹木とも近衛が居住していた頃からあったものと推定されるが、かなりの年月を経ており、元々の樹形や樹木からなる景観は当時から変化した可能性が高い。また旧導入路沿いにあったと推定される樹木等の樹種についても資料との不一致が見られ、旧状に関しての資料も少なく今後の調査・研究成果が期待される」とあり、追加の調査が必要な状況である。(第3章-23)
- ・庭園内の構造物については「本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素」に区分され、「旧中庭、馬繫、景石、不明構造物、敷石・飛び石」については「旧状が不明のため、新たな資料が出てきた時には調査が必要」とある。(第3章-43～46)

上記2点の課題があることを受け、史跡内の庭園については平成30(2018)年に史跡内の庭園調査を行い、取扱いの考え方を定めることとした。

「史跡の価値と構成要素の整理」(「荻外荘保存活用計画」第3章 図3-8より)

		史跡指定地全体		
【構成要素の整理】		指定地は、一定の広さをもった敷地、低地・斜面地・台地で構成される地形、庭と台地上に位置する建物との配置状況は政治の場として活用されていた頃の状況をよく残している。建物は一部が豊島区へ移築されるも、外観・主要構造部を中心に保存状況が良い		
※近衛文麿居住当時があったと推定されるが、本質的価値との関わりが明らかになっていない諸要素を「本質的価値との関わりが明らかでない諸要素」とする				
※ で囲まれた諸要素は「現存しないもの」、 で囲まれた諸要素は「指定地外に現存するもの」を示す				
A. 近衛文麿居住当時の価値の構成要素				
1. 本質的価値を構成する諸要素 ①三次に及ぶ近衛内閣の政治が行われた場 ②近衛最後の決断の場 ③近衛による政治の場となった敷地と建物が残る		地形(台地)、居住棟、別棟・蔵、 客間棟・玄関棟 住宅A(廊下舎)、 ポイラー・洗濯場	地形(台地)、正門 旧導入路(裏門、門m、垣根R、並木)	地形(低地、斜面地、台地) 主に私的な空間として利用される。芝生広場としての機能及び南側からの眺望は、当時の姿をしるばせる
2. 本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素 ①建築的価値 ②住宅都市・杉並の歴史を代表する屋敷としての価値		居住棟、別棟・蔵、 客間棟・玄関棟 地形(台地)、居住棟、旧中庭(井戸B、景石、流れ) 別棟・蔵、 客間棟・玄関棟 、 物置A・B 住宅A(廊下舎)、 ポイラー・洗濯場 、 住宅C 小屋C、 門g 、 垣根(H、P、Q、V)	地形(台地)、正門 屋敷内の樹木(7'ロ-f部分の植栽、屋敷林A) 旧導入路(裏門、門m、垣根R、並木) 垣根(S、T、U)	地形(低地、斜面地、台地) 屋敷内の樹木(屋敷林A、屋敷林B、斜面植栽) 井戸C、池の遺構、 臨門a 、 藤棚 、 社 、 東屋
3. 本質的価値との関わりが明らかでない諸要素		旧中庭(井戸B、景石、流れ)、 住宅C 、 物置A・B	屋敷内の樹木(7'ロ-f部分の植栽、屋敷林A) 垣根(S、T、U)	屋敷内の樹木(屋敷林A、屋敷林B、斜面植栽) 井戸C、池の遺構、 臨門a 、 藤棚 、 社 、 東屋
B. 近衛文麿居住以降の価値の構成要素				
1. 本質的価値に準ずる価値を構成する諸要素 ①吉田茂の居住と政治の場としての価値 ②住宅都市・杉並の歴史を代表する屋敷としての価値 ※近衛文麿居住当時からのものを含む(A-2-2) ③地域住民の憩いの場としての価値		地形(台地)、居住棟、別棟・蔵、 客間棟・玄関棟 住宅A(廊下舎)、 ポイラー・洗濯場	地形(台地)、正門 旧導入路(裏門、門m、垣根R、並木)	地形(低地、斜面地、台地) 屋敷内の樹木(シダレザクラ、芝生、その他樹木)
2. 価値を構成しない諸要素		屋敷内の樹木(その他樹木)	屋敷内の樹木(その他樹木)	屋敷内の樹木(シダレザクラ、芝生、その他樹木)
2. 価値を構成しない諸要素		屋敷内の樹木(その他樹木)	屋敷内の樹木(7'ロ-f部分の植栽、屋敷林A) 屋敷内の樹木(その他樹木)	公園施設 屋敷内の樹木(屋敷林A、屋敷林B、斜面植栽) 屋敷内の樹木(シダレザクラ、芝生、その他樹木)
2. 価値を構成しない諸要素		導入路、外灯A~E、未利用地コンクリート舗装、手摺り、門(n・o・p・q・r・s・t、インターホン)、建仁寺垣(ユニット)a・b・c コンクリートブロックの上メッシュフェンス、ネットフェンス、園路、敷石・飛石、蹲、ポンプ、流し、倉庫		
C. 価値を特定できない諸要素		旧中庭(灯籠、樹木等)、馬繫、カ石、景石、覆屋、不明構築物、敷石・飛石		
D. 指定地の周辺地域を構成する諸要素		近衛居住時代の旧敷地、善福寺川、保護樹木、杉並区立角川庭園・幻巖山房-すぎなみ詩歌館-、西郊ロッチング、大田黒公園		

図3-8 構成要素の整理

第2章 現状と課題

1. 現状

1-1 立地環境

荻外荘は JR 中央線荻窪駅南、武蔵野台地と南を流れる善福寺川沿いの低地のちょうど間にあたる荻窪二丁目、荻窪駅から南東へ 700 m 程行った閑静な住宅街に立地している。一帯は荒川水系の一級河川である善福寺川が造り出す低地と、台地上から崖線にかけて広がるマツを中心とした針葉樹の樹林により、武蔵野の特徴的な景観が形成されている。

近代以前の荻窪は、中野、立川間に広がる武蔵野の原野、林、畑が続く東京郊外の寒村地帯であったが、明治期の鉄道開通による交通の便の向上、大正 12(1923)年の関東大震災、その後の太平洋戦争による被災者の都心からの移住により、東京近郊の住宅地として発展した。明治中期頃からは、政界人、財界人、軍人、弁護士、医師などによる別荘地が広がり、次第に東京近郊の別荘地、高級住宅地としても知られるようになった。

関東大震災後には西武鉄道ほかの私鉄が開通し、学校や病院、軍需工場などの施設が次々と誕生し、荻窪周辺には作家の与謝野鉄幹・晶子夫妻、井伏鱒二、太宰治らが移住し、多くの文化人が集うようになった。



東側から見た荻外荘周辺の現況 西に富士山を遠望できる

1-2 周辺環境

荻外荘は JR 荻窪駅南側に位置し、周辺には緑が多く閑静な住宅街が広がっている。荻窪駅との間には荻外荘と同様に、崖線の地形を利用した邸宅跡である大田黒公園や角川庭園など、かつての文化人の屋敷地が残る。しかし、かつて田園風景が広がっていた南側の善福寺川周辺は、マンションなどの集合住宅、社宅などが建ち並び、荻外荘から眺める南側の景観は大きく変化している。

また荻外荘周辺も低層の集合住宅のほか、戸建て住宅が隣接しているため、今後の史跡整備にあたっては、静かな住環境を維持していくことが重要である。

その他法的規制の状況については、「上位・関連計画」に記載する。



史跡周辺地図(JR 荻窪駅から荻外荘周辺まで)

1-3 史跡の現状

敷地形状は、南北に長い長方形型で、北西に通路を持ち、北東の角が欠けている。北西通路は、西側を通る幅員 7.27m の区道と、敷地東側は幅員 4~4.55m の区道と接し、南側は水路敷と接する。水路敷の南側には幅員 4~5m の区道が接する。

敷地は、北側から南側にかけて 5m 程度の高低差を持つ斜面地である。建物は、敷地中央やや西寄りに、台地に沿って南向きに建つ。

敷地への入口は、北西通路に設けられた石積み親柱の門である。門から玄関までのアプローチは、ステンレス製の手摺りが設置され、道が舗装されるなど、近年まで居住していた近衛通隆夫妻により整備されており、玄関廻りでは、飛石や敷石が配され、周囲に景石や観賞用と思われる低木の植栽による小さな庭園が造られている。

建物周囲は中低木の植栽や竹林が多く見られる一方で、敷地境界線付近では、保存樹木などの高木が多く見られる。また、『食堂』の南側には枝垂れ桜が 2 本見られるが、元は敷地南側にあった池の傍の枝垂れ桜を移植したものであり、衰弱しているとみられる。

敷地内、建物南側斜面下の空地は、近衛時代には芝が広がり、東屋などのある庭園であり、善福寺川から引いた池が作られていたが、現在は杉並区により公園整備が行われ、都市緑地として一般に開放されている。



西側正門と石畳 近衛居住時からのもの



居住棟と南側斜面、園路



南側の公園部分からの景観 居住棟の一部が見える

2. 上位・関連計画

2-1 法規制

〔文化財保護法〕

荻外荘は平成28(2016)年3月に「荻外荘(近衛文麿旧宅)」として国指定史跡に指定された。史跡に指定された土地は文化財保護法の規制を受け、「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化財保護法第125条第1項に基づき文化庁長官の許可(国の機関である場合は法第168条の同意)が必要となる。

荻外荘の整備事業については、史跡内の復原整備事業であることから、文化庁が定める「史跡等における歴史的建造物等の復元の取扱いに関する専門委員会」への報告を経て、現状変更許可に向けた申請手続きを行う予定である。

〔都市計画法〕

計画地	杉並区荻窪二丁目43番36号
敷地面積	6,601.52 m ² * 都市計画決定範囲
用途地域	第1種低層住居専用地域
建ぺい率	50%
容積率	100%
高度地区・絶対高制限	第1種高度地区・最高高さ10m
防火地域	準防火地域
地区計画区域	大田黒公園周辺地区地区計画
日影規制	軒高が7mを超える建築物、又は地上の階数が3以上の建築物 1.5m/3時間-2時間
都市計画緑地	荻窪二丁目緑地

〔大田黒公園周辺地区 地区計画〕

地区計画区域内および沿道地区計画区域内で、建築物を建てたり、土地の区画形質の変更などをする場合には、工事着手の30日以上前に届出を出す必要があり、建築物等に関する制限がかかる場合がある。杉並区内では大田黒公園周辺で地区計画が定められている。

計画のうち、建築物等に関する事項として、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の形態又は意匠の制限、垣又はさくの構造の制限などがあり、復原する建造物や附属する新築建物などが対象となる。

荻外荘に係る主な制限事項は以下である。

建築物の形態又は意匠の制限

建築物の屋根、外壁及び建築物に附属する工作物等は、刺激的な原色を避けるなど、良好な住宅地のまちなみに調和した意匠とする。看板等は、落ち着きのあるものとし、計画図に示す区域内にあつては一面当たりの表示面積を1 m²以下とする。

垣又はさくの構造の制限

道路に面する垣又は柵は、生け垣や透視可能な柵とする。ただし、地盤面からの高さを1m以下とした、コンクリート造、ブロック造、石造その他これらに類するものや、地区の良好なまちなみの形成に貢献する築地塀、竹垣などはこの限りではない。

〔建築基準法〕

荻外荘は建築基準法第3条第1項第1号の「史跡名勝天然記念物」に該当するため、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定の適用除外の対象と考えられる。

復原する建物は不特定多数の利用者が滞在する建造物であり、安全性の確保が求められることから、「重要文化財(建造物)耐震基礎診断実施要領」に基づく耐震診断及び、構造計算、補強設計を行うこととしている。

〔消防法〕

現在、史跡内に現存する建物は消防法の適用を受け、防火対象物の用途としては(17)項文化財の適用をうけている。今後は建物の利用形態に応じて、防火対象物の用途が変更するため、それにより要求される防災設備が異なる。現在は(8)項博物館・美術館あるいは(3)項口飲食店などの適用を受ける可能性が考えられる。

2-2 上位計画

〔杉並区基本構想(10年ビジョン)、杉並区まちづくり基本方針(都市計画マスタープラン)〕

杉並区は、平成24(2012)年3月、10年後を見据えた区政運営の指針となる「杉並区基本構想(10年ビジョン)」を策定し、平成25(2013)年8月には、まちづくりに関する基本的な方針と具体的な方向性を提示した「杉並区まちづくり基本方針(杉並区都市計画マスタープラン)」の改定を行った。本方針では、その骨子として8つの分野別方針と7つの地域別方針を定めている。

分野別方針の一つである「景観まちづくり方針」では、以下の点の重要性や必要性を示している。

- ・みどり豊かな住宅地という区民の思い描く景色を杉並の景観特性とし、景観形成を進めていくこと。
- ・多様な景観資源を地域の歴史的、文化的景観資源として後世へ引き継ぐとともに、地域の人々や区民だけでなく、区を訪れる人など誰もが親しめるようにすること。
- ・良好で質の高い住宅都市としての景観、杉並らしさと魅力にあふれる景観形成に向けた取組を区民や商店会、NPOなど多様な主体の協働により進めていくこと。

本計画地は、「景観モデル地区等における景観形成の推進」のひとつとして、「(仮称)荻外荘公園」として言及し、建物の復原や屋敷林の保全により、杉並の文化や魅力を全国に発信する拠点として位置付け、多くの人が集い、にぎわい、安らぎ、地域経済や地域社会が活性化していくことを目指した整備計画を、周辺まちづくりと一体的に検討する旨を示している。

〔荻外荘保存活用計画〕

平成29(2017)年3月に、史跡保存活用計画が策定された。計画では荻外荘の史跡としての価値とその構成要素を明らかにし、それらを適切に保存・活用し確実に次世代に引き継ぐための方針、方法等を定めている。

2-3 関連計画

〔(仮称)荻外荘公園基本構想〕

杉並区が荻外荘を購入したのち、今後の荻外荘のありかたに関する基本的な方針ほか、庭園及び建物の整備・利活用や管理運営等について、区の考え方を示した基本構想であり、平成27(2015)年に策定した。

〔杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略〕

平成27(2015)年12月に杉並区が策定した、「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、少子高齢化に的確に対応するとともに、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって持続可能な活力ある社会を維持していくために、3つの基本目標を定めている。

本計画地については、「基本目標2 来街者を増やし、まちのにぎわいを創出する」の達成に向けた具体的取組の中で「荻外荘の復原・整備を中心とした観光エリアの整備」として言及している。歴史的・文化的価値を有する荻外荘の復原・整備を行うとともに、展示、イベント等を通じて、観光資源としての魅力の向上を図る旨や、大田黒公園等の周辺施設との連携や回遊性を意識した上で、荻外荘を中心に周辺エリアをハード・ソフトの両面から観光資源として整備する旨を示している。

〔杉並区景観計画〕

杉並区は、平成22(2010)年4月、杉並らしい良好な景観づくりに向けた総合的な施策を推進するため、景観法及び杉並区景観条例に基づき「杉並区景観計画」を策定した。本計画では、基本目標(将来像)を「みどり豊かな美しい住宅都市『杉並百年の景』」と定めている。

本計画地については、「景観重要公園」の中で「(仮称)荻外荘公園」として言及している。平成28(2016)年6月の杉並区景観計画の改定において、新たに景観重要公共施設に位置づけた「(仮称)荻外荘公園」について、大田黒公園等の周辺の景観資源との連携を視野に入れながら、地域のシンボルとして荻外荘敷地の屋敷林のみどりを保全し、荻外荘が有する歴史的・文化的価値を継承していく旨を示している。

さらに、大田黒公園周辺地区をモデル地区としており、大田黒公園や角川庭園、荻外荘などの地区内の施設が連携してイベントなどを開催し、まちの魅力を高めていくと共に、誰もが豊かなみどりや歴史的・文化的景観資源に親しめるよう、散策ルートや案内板の整理などを行い、回遊性の向上を図っていく旨を記述している。

3. 地域活動

地元町内会の要望から、荻外荘の保存や史跡指定、現在の計画へとつながった経緯があり、荻外荘は地域との関係が深い。

このような経緯から、区では荻外荘についての文化遺産の保存と利用の好ましいあり方について意見を聞くため、専門家や区民からなる「荻外荘周辺まちづくり懇談会」を設置し、平成25(2013)年から協議を行っている。そのメンバーには地元町内会長も含まれ、施設の今後の利用方法や周辺も含む地域とのかかわりかたについての検討が行われている。

そのほか、荻外荘の広報活動として、杉並区により年2回ほど、建物の一般公開が実施されている。この際の説明は地域のNPOに所属するガイドにより行われており、区が主催する「荻窪南まち歩き」などのイベントでは、(仮称)荻外荘公園、角川庭園、大田黒公園を参加者と歩き、地域の文化的な背景をガイドが説明する活動なども行われている。

第3章 計画の基本方針

1. 計画の将来像

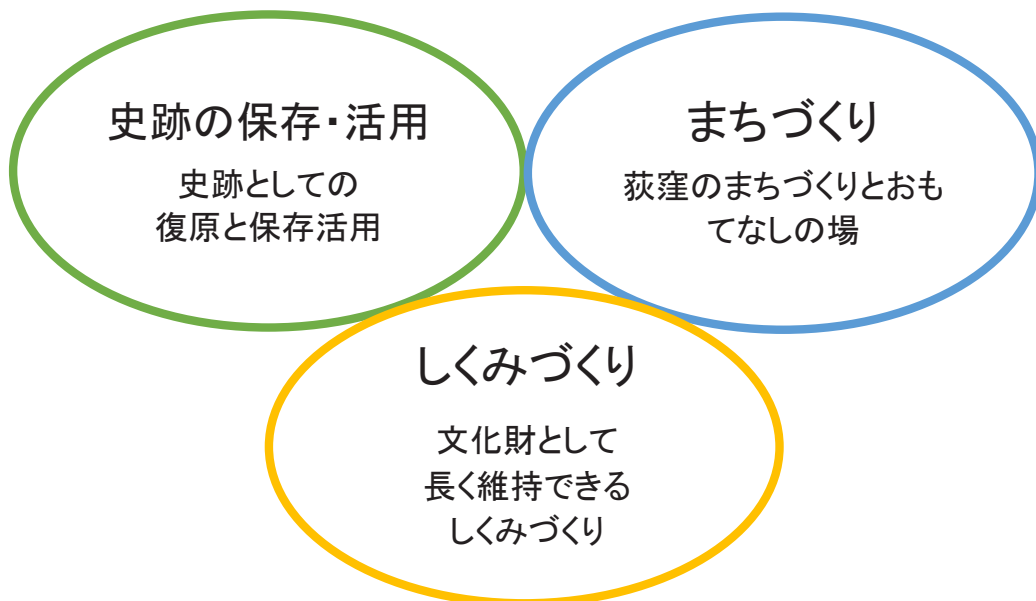
史跡としての整備を進めるにあたって、これまで「(仮)荻外荘公園基本構想」「荻外荘保存活用計画」をもとに、基本方針や方向性を示した。特に「荻外荘保存活用計画」では大綱として、以下のような将来像を示している。

- ・ 荻外荘は総理大臣を三度務めた近衛の政治の場となった昭和前期を基本に、当時の状態への復原・整備を目指します
- ・ 建物は、本質的な価値である政治の場としての価値を踏まえ、昭和期の政治の転換点となる重要な会議等が数多く行われた時期の姿を含む昭和 16～20 年への復原・整備を行います
- ・ 屋敷内の樹木は、荻窪の歴史と共に育まれた現在の景観を維持し、豊かなみどりを享受できる場として整備します
- ・ (仮称)荻外荘公園は、地域住民の憩いの場として継承します
- ・ 大田黒公園や角川庭園などの周辺施設との連携や回遊性を確保し、荻窪の歴史や原風景を顧みながら多くの人が集い、交流する杉並のおもてなしの場として活用します

2. 整備の基本方針

今後の史跡整備では、この将来像を引き継ぎながらも、実際に設計や工事、その後の維持管理を行っていくうえで、ここを史跡としてどのような場所としていくのかについての共通認識をはかる必要がある。

このため今回の基本計画では、以下のような整備の基本方針を定め、これに基づいて具体的な設計や各部の仕様、維持管理の方法などを検討していくものとする。



史跡としての保存・活用

- ・遺構の保護を基本とし、学術成果や歴史資料にもとづく史跡の復原を行い、保存・活用を図る。
- ・政治の舞台として知られた史跡の価値を人々に伝え、実際に建物内で歴史や文化を体感できる場所とする。
- ・豊島区に移築された客間棟部分は、昭和16(1941)年頃までの政治会談が行われた当時の部屋が現存するため、可能な限り当時の材料を残して記録の上、元の位置に復原を行う。
- ・防災対策や耐震性、バリアフリーなどに配慮し、来訪者が安全に滞在できる建物とする。
- ・郊外の別荘地から住宅地へと発展した荻窪の歴史と、荻外荘の豊かなみどりを体感できる場所とする。
- ・本整備計画は、敷地北側(斜面下まで)を対象とし、南側の開放部分は当面現状を維持し、将来整備を検討することとする。

荻窪のまちづくり

- ・都市緑地として、貴重な荻外荘の緑を守り、荻窪の住宅地にふさわしい歴史と文化を生かした交流の場・おもてなしの場とする。
- ・杉並の新たな名所として、周辺の公共施設等と連携し、まち歩き等の観光の拠点とする。
- ・生涯学習等における地域の歴史や文化を学ぶ場とする。
- ・地域住民・団体等の文化的活動の場として活用する。

文化財として長く維持できるしくみづくり

- ・区民とともに長く維持していくための運営システムを検討する。
- ・多目的な利用や展示、イベントなどを想定した空間や設備の充実を図る。

3. 復原の基本方針

- ・遺構調査結果のほか、各種の根拠資料から得られる情報を整理し、優先順位を決めて検討作業を行った結果を設計に反映する。
- ・豊島区へ移築された部分を荻窪の元の位置に再移築し、現在も荻窪に残る建物と合わせ、かつての近衛文麿旧宅の姿を復原する。
- ・復原にあたっては重要な政治会談が行われた昭和16(1941)年頃の姿を基本とする。
- ・部材の調査を行い、当時から残る部材と判断された材料については最大限活用して復原する。
- ・書斎については、昭和20(1945)年の近衛最期の決断の場として重要な価値があり、当時の姿を良く残しているため、現状を基本として保存する。
- ・主屋のうち、当時の部材が現存せず資料のない部分は、当時の間取りを基本として復原するが、後年の増築部分などは公開に向けた活用を検討する。
- ・北側附属屋や倉庫など、復原のための資料が少なく、現在消失している建物については本計画の復原の対象としない。
- ・建物の耐震補強を行い、公開時の安全を確保する。構造補強の検討においては、遺構保護や建物意匠に配慮した補強方法を検討する。